

防整施（事）第149号
28.3.31
防整施（事）第261号
令和6年6月27日

大臣官房長
整備計画局長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成28年4月1日から適用することとされたので通達する。

なお、建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（防整施（事）第16号。27.10.1）は平成28年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

建設工事における建設共同企業体の取扱い

第1 特定建設工事共同企業体

大規模であって技術的難度の高い工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する建設共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）により競争を行わせる必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事等

- (1) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次に掲げる規模の工事であって、かつ、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「防衛省訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認めるものとする。ただし、特殊な技術等を要し、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められる工事については、次に掲げる規模の工事以外の工事であっても、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができるものとする。

ア 建築一式工事又は土木一式工事にあつては、工事概算額が10億円以上のもの

イ 建築一式工事又は土木一式工事以外の工事にあつては、工事概算額が5億円以上のもの

- (2) 前号の規定により、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格者（防衛省訓令第6条第1項に規定する工事等契約に係る有資格者をいう。）であつて、当該工事を確実かつ円滑に施工することができると認められる者（以下「単体有資格業者」という。）があるときは、当該工事の競争入札に当該単体有資格者の参加を認めるものとする。

2 構成

- (1) 構成員の数

構成員の数は、2社又は3社とし、工事ごとに契約担当官等が定めるものとする。

- (2) 構成員の組合せ

構成員の組合せは、防衛省訓令第10条の規定に基づき格付された等級（以下「等級」という。）が最上位等級に属する者による組合せとする。ただし、施工技術上等特段の必要がある場合においては、最上位等級に属する者と次順位等級に属する者又は第三位等級に属する者との組合せとすることができる。

- (3) 構成員の技術的要件等

全ての構成員は、次に掲げる要件（第3項第2号オにおいて「技術的要件等」という。）を満たすものとする。

ア 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、発注工事と同種の工事の施工実績を有すること。

イ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ウ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）又は国家資格を有する主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）を工事現場に専任で配置できること。

(4) 出資比率要件

全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(5) 代表者の要件

代表者は、同一の等級の者にあつては発注工事に対応する工種に係る施工能力が大きいと認められる者とし、等級の異なる者の間にあつては上位の等級の者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大のものとする。

(6) 結成方法

自主結成とする。

3 資格審査等

(1) 契約担当官等は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、入札公告において、その旨を記載するものとする。

(2) 防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）の長は、契約担当官等が特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認めたときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

ア 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名

イ 工事場所

ウ 工事の概要

エ 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

オ 特定建設工事共同企業体の構成員の数、構成員の組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者の要件等

カ 認定資格の有効期間

キ その他防衛省発注機関の長が必要と認める事項

(3) 資格の申請及び認定

ア 特定建設工事共同企業体の申請については、防衛省訓令第30条（防衛省訓令第41条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次に掲げる書類を一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に添付させるものとする。

(ア) 総合評定値通知書（建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請書の直近のもの又は当該年度に係る定期登録に際して提出されたもの。）の写し

(イ) 建設工事共同企業体協定書の写し

(ウ) その他防衛省発注機関の長が必要と認めるもの

イ 防衛省発注機関の長は、アに規定する申請書及び添付書類を取りまとめ、整備計画局建設制度官宛て送付するものとする。

ウ 整備計画局建設制度官は、アに規定する申請書及び添付書類を受けた特定建設工事共同企業体について、資格の審査を行い、適格であると認められる者を有資格者として認定するものとする。この場合において、特定建設工事共同企業体の総合審査数値の算定方法については、防衛省における契約事務の取扱いについて（防経会第51号。19.1.4）の別紙の第5第1項第1号によるものとする。

エ ウによる認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

第2 経常建設共同企業体

中小・中堅建設業の振興を図るため、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化することを目的として結成された建設共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

1 内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合は、5社までとすることができる。

(2) 構成員の組合せ

構成員の組合せは、同一の等級又は直近等級に属し、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人による組合せとする。ただし、特に必要がある場合は、直近2等級に属する者で、かつ、十分な施工能力があると認められるものとの組合せもできるものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

全ての構成員は、次に掲げる技術的要件等をいずれも満たすものとする。

- ア 資格審査を受けようとする工事について元請としての施工実績を有していること。ただし、当該工事を確実に円滑に共同施工できる能力を有すると認められ、かつ、下請としての施工実績がある者については、この限りではない。
- イ 資格審査を受けようとする工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実に円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- ウ 工事請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額の場合にあつては、発注する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を発注工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すことになると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を発注工事現場に専任で配置し得ること。ただし、工事請負代金額が建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合にあつては、他の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を発注工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

(4) 出資比率要件

全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(5) 代表者の要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

(6) 結成方法

自主結成とする。

2 登録

(1) 登録できる数

一の企業が有資格者名簿に登録することができる経常建設共同企業体の数は、1とするものとする。

(2) 一の企業としての登録の制限

同一の工事種別において、経常建設共同企業体として登録する場合には、当該経常建設共同企業体の構成員の一の企業としての登録は取り消すものとする。

第3 協議

この通達の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

第4 委任規定

この通達に定めるほか、この通達の実施に関し必要な事項は、整備計画局建設制度官が定める。